

○被疑者写真の管理及び運用に関する細則

(平成2年11月6日警察庁訓令第6号)

改正 平13.3.30警庁訓6、平20.9.8警庁訓10

(被疑者写真の撮影の方法)

第1条 被疑者写真の管理及び運用に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第9号。以下「規則」という。)第2条の規定による被疑者写真の撮影は、次の方法により行うものとする。

- (1) 被疑者の上三分身の正面像及び右斜側画像並びに全身の正面像及び右側画像をそれぞれ撮影すること。ただし、被疑者の左側面に著しい特徴がある場合には、上三分身の右斜側画像に代えて左斜側画像を、全身の右側画像に代えて左側画像を撮影すること。
- (2) 上三分身の正面像及び斜側画像は、その下方に撮影した所属のコード番号、撮影年月日及び撮影番号(以下「写真番号」という。)を表示して撮影すること。
- (3) 被疑者写真は、カラー画像として記録すること。

(被疑者写真記録の作成)

第2条 規則第2条の規定により被疑者写真記録を作成するときは、次の事項を記録しなければならない。

- (1) 被疑者の氏名及び生年月日
- (2) 被疑者の身体特徴
- (3) 当該被疑者写真に付された写真番号
- (4) 指掌紋記録等(指掌紋取扱規則(平成9年国家公安委員会規則第13号)第3条第1項に規定する指掌紋記録等をいう。)の作成の際に当該被疑者に付された犯歴番号
- (5) その他犯罪捜査に必要な被疑者に関する事項

(被疑者写真照会の方法)

第3条 規則第6条の規定による被疑者写真照会は、次のいずれかの事項を示して行うものとする。

- (1) 被疑者の身体特徴
- (2) 被疑者の写真番号又は犯歴番号

(処理経過等の記録)

第4条 警察庁犯罪鑑識官、府県鑑識課長及び警察署長等は、被疑者写真の管理及び運用の適正を図るため、被疑者写真の撮影並びに被疑者写真記録の作成及び送信等の経過について、簿冊の作成又は電磁的方法による記録の作成により明らかにしておかなければならない。

附 則

この訓令は、平成21年1月4日から施行する。